

(仮称) こどもの権利条例の骨子案について

前文

こどもからのメッセージ

※こどもへの意見聴取の結果を踏まえたものとします。

こどものみなさんへ

みなさんは、一人ひとりが大切な存在で、
その笑顔は、世界に輝く光です。

みなさんが自分の好きを見つけ、自らが持つ可能性に気づき、
未来に向かって、その一步を踏み出すことができるよう、
わたしたち大人は、いつでも温かく見守り、ときに必要な支えとなります。

一人ひとりの違いが、
みなさんの明日を切り拓く力になることを願って、
児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
ここに、(仮称) こどもの権利条例を定めます。

1 目的

こどもの権利保障について、基本理念を定め、区の責務等を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもの健やかな育ちに寄与することを目的とします。

2 定義

- (1) 「こども」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する等、区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいいます。
- (2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人をいいます。
- (3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人並びに区内で活動する事業者及び団体をいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

3 基本理念

- (1) 全てのこどもは、誰にも代わることのできない、その人らしさをもつ存在であり、人種、国籍、心身の状況、置かれている環境、好きなもの、信じるものなど、どのような違いがあっても差別されず、個人として尊重されます。
- (2) こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもの立場に立って、最もよいことは何かを考えます。
- (3) 全てのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を希望と意欲に応じて伸ばし、自らの可能性を広げることができるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。
- (4) 全てのこどもは、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができ、その意見が、年齢や発達の程度に応じて十分に尊重され、社会に対する意味のある参加が保障されます。

4 こどもの権利

- ① こどもは、特に次に定める権利が大切に守られます。

- (1) 生きる権利

- ア 命が守られ、及び尊重されること
- イ 健康に生き、必要なときに適切な医療を受けられること
- ウ いかなる理由でも差別されないこと

- (2) 育つ権利

- ア 適切な保育と教育、生活への支援等を受けられること
- イ 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、又は親しむこと
- ウ 自分の個性を表現すること
- エ 失敗をしても、何度でも挑戦できること
- オ 遊んだり、休んだりして心にゆとりを持つこと

- (3) 守られる権利

- ア 平和と安全な環境の下で生活できること
- イ 暴力、搾取、有害な労働等から守られること
- ウ 悩んでいること、困っていること等を相談できること
- エ プライバシーが大事にされること

- (4) 参加する権利

- ア 正しい知識及び必要な情報が得られること
- イ 色々な人に出会い、多様な価値観及び考え方に触れること
- ウ 自分の意見を表明することができ、その意見が尊重されること
- エ 仲間をつくり、集まること
- オ 地域の活動に参加したり、自分から活動を始めたりすること

- ② こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

5 区の責務

- (1) 区は、様々な施策を通じて、こどもの権利を保障し、こどもがいきいきと自分らしく安心して暮らせる環境づくりを推進するものとします。
- (2) 区は、こどもの権利を保障するため、国、東京都及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとします。

6 保護者の役割

- (1) 保護者は、こどもの養育に責任を持つ者として、必要な支援を受けながら、こどもが健やかに育つよう努めるものとします。
- (2) 保護者は、家庭がこどもにとって心安らぐ場所になるよう努めるものとします。

7 区民等の役割

- (1) 区民等は、こどもの権利について理解を深め、その生活及び活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 区民等は、地域の一員であるこどもの育ちを温かく見守り、支援するとともに、区のこどもに関する施策に協力するよう努めるものとします。
- (3) 事業者は、働く人が、ゆとりを持って、こどもの育ちに向き合える環境づくりに努めるものとします。

8 育ち学ぶ施設の関係者の役割

- (1) 育ち学ぶ施設の関係者は、その活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、安全安心な環境の下で、こどもが自ら進んで学び、心豊かに育つことができるよう、支援や指導に努めるものとします。

9 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者の協働

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、自らの責務又は役割を果たすとともに、協働してこどもの権利の保障に努めるものとします。

10 基本的施策

(1) 計画の策定

区は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、これを公表します。

(2) 広報及び啓発

ア 区は、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者がこどもの権利について理解を深めるよう、広報及び啓発を行います。

イ 区は、こどもが自分の権利や自分以外の人の権利を大切にできるよう、こどもの権利について学ぶ機会を確保します。

(3) 意見表明及び社会参画の機会の確保

- ア 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもとともに社会をつくるという認識の下、様々な場面で、子どもが安心して意見を述べることができる機会を確保するよう努めるものとします。
- イ 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び社会参画の意欲を育むため、子どもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。
- ウ 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、表情、しぐさ、行動、沈黙その他の多様な方法により表される子どもの意見を十分に汲み取ることができるよう、子どもの年齢、発達の程度及び特性等に応じた配慮に努めるものとします。

(4) 育ちと学びの環境づくり

- ア 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの子どもがかげがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、自分らしく育ち、学べる環境づくりを推進します。
- イ 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが対話や多様な関わりを通じて、互いの個性を尊重することの大切さを学ぶとともに、思いやりの心を育み、成長できる環境づくりを推進します。

(5) 居場所づくり

- 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に安心して過ごせる多様な居場所を持つことができるよう、子どもの声を聴きながら居場所づくりを推進します。

(6) 安全安心の確保

- 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の危険から守るために、安全で安心して過ごすことのできる環境づくりを推進します。

(7) 虐待、いじめ、体罰、性暴力等の防止

- ア 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰、性暴力等の権利侵害が決して許されるものではないという認識の下、子どもが家庭や学校、地域において、安心して過ごせるよう、虐待、いじめ、体罰、性暴力等の未然防止及び早期発見に努めます。
- イ 区及び育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰、性暴力等の権利侵害を受けた子どもに対して、その生命と尊厳を守るため、関係機関と連携し、適切かつ速やかに必要な支援を行います。

(8) 相談しやすい環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが悩みや不安を抱えたときに、安心して自分の気持ちを話し、必要な支えにつなげることができるよう、気軽に相談できる環境づくりを推進します。

(9) こどもの権利が守られていない状態からの回復

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの権利が守られていない状態の早期発見に努めるとともに、その状態からの回復に必要な支援を行うものとし、そのための体制を確保します。

11 台東区次世代育成支援地域協議会

台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、台東区次世代育成支援地域協議会を設置します。